

(仮称)利根町自治基本条例

条例の見直しについて(素案)修正案, 条例の普及啓発について(素案)

【前回】

(条例の見直し)

第〇条 町は, 社会情勢等の変化を踏まえ, 必要に応じ, この条例の見直しを行います。

【修正案】

(条例の見直し)

第〇条 町は, 社会情勢等の変化を踏まえ, この条例を検証し, 必要に応じ, 見直しを行います。

(条例の普及啓発及び推進)

第〇条 町は, この条例の基本理念の実現を図るため, この条例の普及啓発に努めます。